

I 組織の使命

子ども未来部のミッション（使命）は、函館のすべての子どもたちが健やかに成長することができるよう、妊娠から出産、乳幼児から青少年に至るまで、子どもの健康・生活・育児・就園就学を支援することです。

この使命を達成するため、子ども未来部は、子どもの健やかな成長へとつながる環境整備はもとより、医療費助成や各種手当の支給、奨学金制度の実施等のほか、DV相談や要保護児童対策、さらには母子保健など、さまざまな観点から子どもの育成と子育て支援に取り組みます。

II 組織の基本方針

○ こども施策を総合的に推進します

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年を計画期間とする「函館市こども計画」に基づき、こども施策を総合的に推進します。

こども施策の推進にあたっては、国の制度改正等に適切に対応するとともに、効率的な業務執行と適正な事務処理に努めながら、部をあげて課題解決に向けて取り組みます。

III 主要施策・事務事業

1 子ども・子育て支援の充実

- (ア) 函館市子ども条例の理念に基づき、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、子どもや大人が条例の趣旨や大人の役割等について、理解を深めるとともに、市のこども施策を広く周知できるよう、効果的な広報・啓発に努めます。
- (イ) 「函館市こども計画」に基づく施策の実施状況について毎年度取りまとめ、公表するとともに、函館市子ども・子育て会議において調査審議するなど、計画の適切な進行管理に努めます。
- (ウ) 幼稚園、保育所、認定こども園に対する支援の充実に努めます。
- (エ) 小学校入学祝金支給や認可保育施設における第2子以降の保育料完全無償化、子どもの医療費助成など、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子どもを生み育てたいと思える環境づくりを進めます。
- (オ) 保育人材不足に対応するため、保育士等の新規就労時および就労年数に応じた奨励金の支給や、「こども誰でも通園制度」の本格実施など、保育環境のさらなる充実に努めます。

2 子どもの健全育成の推進

- (ア) 児童館を活用した遊び・スポーツなどを通じた子どもの健全育成や、放課後児童クラブ（学童保育所）の適正配置のほか、学習の支援をきっかけとして、子どもが家庭や学校以外にも安全・安心して過ごすことができる居場所づくりなどを進めます。
- (イ) 学童保育所にかかる利用料の軽減や施設に対する支援の充実に努めます。

3 ひとり親家庭の自立支援

- (ア) ひとり親家庭に対する子育て、生活支援、就業支援、経済的支援の充実に努めるとともに、各種事業の効果的なPRや「ひとり親家庭サポート・ステーション」により、情報提供や相談体制の充実に努めます。

4 子どもの貧困対策の推進

- (ア) 子どもの貧困対策について、給付型奨学金の支給や貸与型奨学金の貸付けのほか、子どもの医療費の無償化など、子どもやひとり親家庭に対する各種助成などの子育て世帯に対する経済的支援の充実に、さらには相談支援体制の整備を図るなど、子どもの貧困対策に取り組みます。

5 児童虐待防止対策等の充実

- (ア) 全ての妊産婦、子育て世帯とその子どもまでを対象に母子保健と児童福祉に関する一体的な相談支援を行う「子ども家庭センター」において、関係機関との緊密な連携のもと、一人ひとりに寄り添いながら、適切かつ切れ目のない支援の実施や児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に取り組みます。

6 ヤングケアラー対策の推進

- (ア) 小中学校において、児童・生徒を対象とした出前講座を実施するなど、ヤングケアラーの周知・啓発に努めるとともに、関係機関を対象とした実務者向け研修会を開催し、関係機関との緊密な連携のもと、支援マニュアルを活用しながら、ヤングケアラーの早期発見、支援につなげていきます。

7 DVおよび性暴力被害者への支援

- (ア) 「配偶者暴力相談支援センター」での支援を推進するとともに、関係機関と連携し、DV被害者を支援します。
- (イ) 「函館性暴力被害防止対策協議会」の関係機関と連携を強化し、実働組織である「函館・道南SART」を活用し性暴力被害者を支援するほか、性暴力の防止に関する予防教育および啓発活動を行います。

8 母子保健の推進

- (ア) 不妊治療や不育症治療に対する費用助成、不妊や不育症に悩む方への相談支援、妊産婦健康診査費用の助成、妊産婦健康診査や産後ケア事業の実施、乳幼児家庭訪問等による育児に関する情報提供・健康相談により、出産前から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めます。
- (イ) 新生児聴覚検査費用の助成や乳幼児健康診査により、乳幼児期の疾病や障がいを早期に発見し、適切な療育に結びつけるとともに、未受診者の状況把握を徹底し、健やかな乳幼児期の発達支援に努めます。
- (ウ) 思春期の心と体の健康づくりのため、保健・医療・教育等関係機関との連携を強化し、思春期の子どもたちへの保健対策を充実します。
- (エ) 子どもを対象とした定期予防接種の接種率の向上に努めるとともに、医療行為による免疫喪失者への再接種費用助成の実施などにより、ワクチンで防ぐことができる感染症から子どもたちを守ります。
- (オ) 「子ども家庭センター」において、相談支援体制のさらなる充実を図るとともに、児童福祉部門と連携しながら、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりに努めます。

9 歳入金の公平・公正な徴収

- (ア) 保育所入所負担金や奨学金・入学準備金など、歳入金の公平・公正な徴収に努めます。

注：「子ども」、「こども」等の表記は、法令等に基づき、使い分けています。